

② CSVへの発展

CSR活動は企業が社会的責任として行う活動ですが、CSV (Creating Shared Value) は“共通価値の創造”のことで、CSR活動により企業の社会的な責任を果たすと同時に企業の“事業機会”を創造することです。

農村と企業の場合、地場の農産物の供給、開発拠点の移転、定年退職者の移住の受入れ等が考えられます。企業向けに開発拠点の移転や空き家・廃校等の活用を提案する場合には、自治体で企業誘致や移住定住を担当する部署や空き家バンク等に相談して対策を検討した上で、農都交流の活動の中で企業の担当者や参加者に提案をしたり、運営しているホームページにそれらの事業や活動を紹介する等の工夫を行いましょう。

- CSR：企業の社会的責任（環境問題への配慮や地域社会への貢献等）
- CSV：企業の社会的責任 + 企業の“事業機会” → 本業に収益をもたらすため活動・事業の持続可能性の向上が期待される

◆ 関連法令（旅行業法、道路運送法、旅館業法、住宅宿泊事業法）

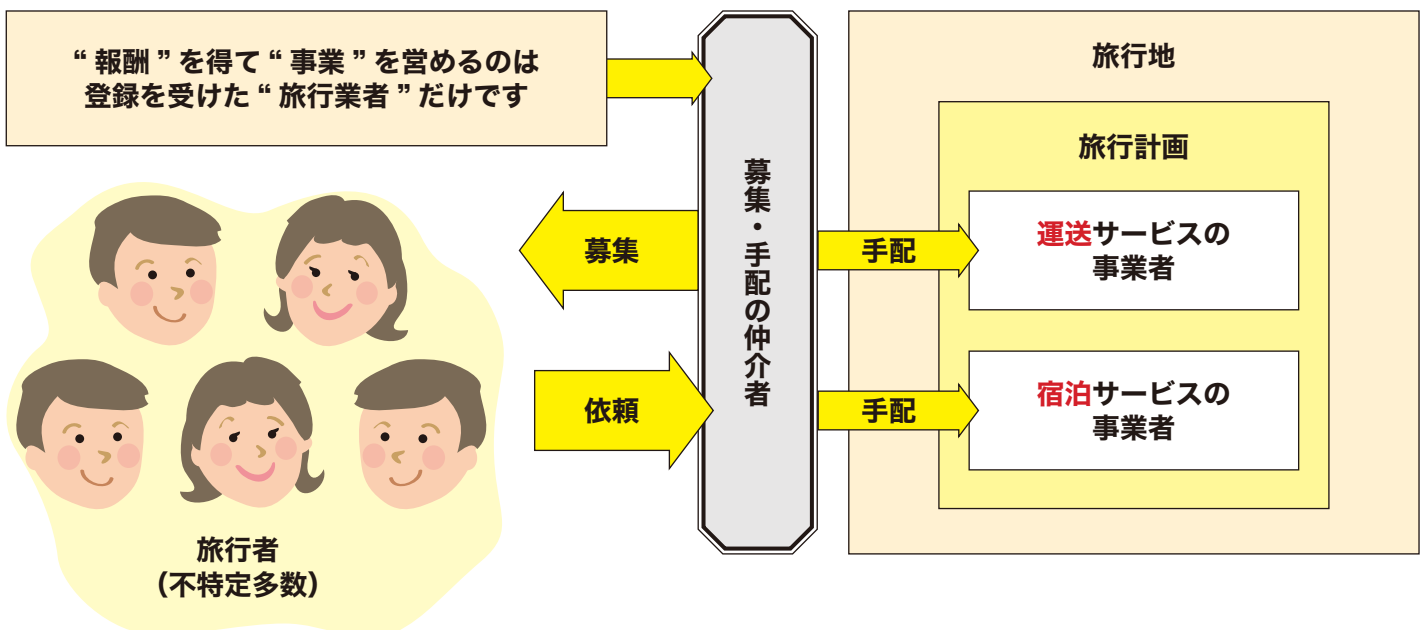
① 旅行業法（運送または宿泊の募集・手配の仲介）

旅行業者（旅行会社）の登録をせずに、旅行者の依頼により“報酬”を得て、“反復継続して”宿泊の募集・手配などを行うことはできません。特に、地域の窓口を設けて受入先（運送または宿泊）の募集・手配を行う場合は旅行業者の登録が必要です。

(1) 旅行業者の対象業務

- ① 募集型企画旅行：予め旅行計画を作成し、旅行者を募集すること（パッケージツアー等）
- ② 受注型企画旅行：旅行者からの依頼により、旅行計画を作成すること（修学旅行等）
- ③ 手配旅行：旅行者からの依頼により、宿泊施設や乗車券等を手配すること

【旅行者のために運送または宿泊のサービスを募集・手配の仲介】



(2) “旅行業法の対象外” となる行為

宿泊業者（農家民宿）自らが、旅行者を募集することは、旅行業法の対象外です。また、宿泊の予約やバス等の手配を伴わずに、近隣を案内するなどの場合は、旅行業法の“旅行計画”に当たらないので、旅行業者の登録を受けなくても実施できます。

例1：農家民宿やバス会社等が自ら提供するサービスだけを募集する場合

例2：参加者自身で宿泊や運送を手配・予約・支払いを行う場合

例3：農家レストラン、観光農園、農産物直売所が参加者を募集する際、宿泊・運送の手配をしない場合（または、宿泊・運送の手配を旅行会社に依頼する場合）

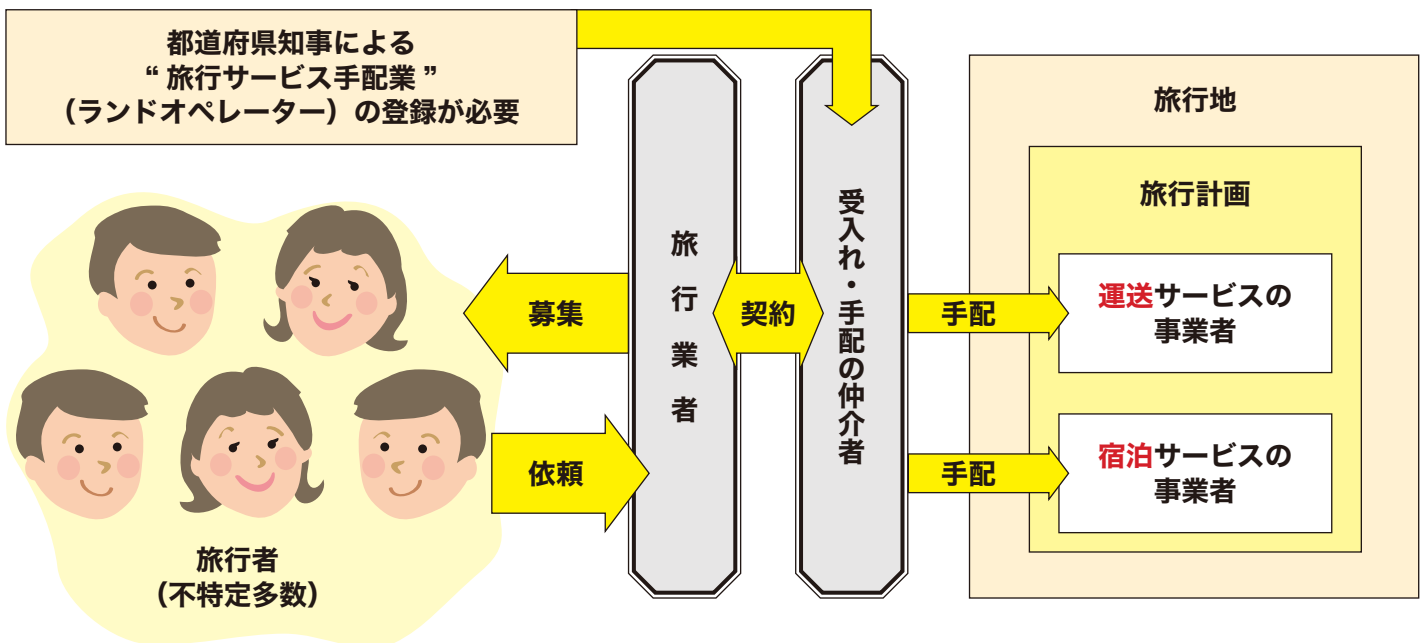
例4：日帰り・現地集合・現地解散で体験・食事・買い物等を楽しめる計画の場合（イベント扱い）

(3) “旅行サービス手配業” の登録

旅行業者からの委託により、報酬を得て運送、宿泊サービスの媒介、取次を行う場合は、都道府県知事による“旅行サービス手配業”の登録が必要です。

※既に旅行業登録がある場合は、重複して旅行サービス手配業の登録は必要ありません。

例えば、地域の受入窓口としてコーディネーター業務を行っている団体（協議会、観光協会、NPO 法人など）が、「報酬を得て、旅行業者の依頼を受けて運送又は宿泊の手配を行う」場合は、“旅行サービス手配業”の登録が必要となります。取次を行うだけで、旅行業者からの報酬を受けない場合は、この限りではありません。



② 道路運送法（地域内移動の際の自動車の使用に関すること）

“他人の需要”に応じ、“自動車”を使用して“旅客（旅行者等）”を“有償で運送する事業”（貸切バス、タクシー、ハイヤー等）を営むには国土交通大臣の許可が必要です。

【事業用自動車】

- ・許可を受けた事業者が使用する車両を“事業用自動車”と呼ぶ
- ・ナンバープレートは“緑色”（軽自動車は黒色）
- ・事業者は“利用者の利益保護”（安全管理や補償等）の責任を持つ

なお、“無償”で“自家用車”を運行する場合は“道路運送法の対象外”となります。参加者の地域内移動の際は、どのような自動車で運送したらいいのかを考慮しましょう。

事業許可が不要となる宿泊施設及びエコツアー等の事業者による送迎のための輸送の条件

	宿泊施設	エコツアー等の事業者
対象	宿泊者	ツアー参加者
使用車	宿泊施設が保有する自家用自動車	自然観光資源についての案内を行う者が保有する自家用自動車
事業許可が不要となる条件	宿泊施設における宿泊サービスの提供の一環であること	ツアー等の実施場所における自然観光資源についての案内サービスの提供の一環であること
	無償（送迎に係る運送の対価を収受しない） ・送迎の有無で明らかな宿泊料金の差なし ・ガソリン代等の実費を収受しない	無償（送迎に係る運送の対価を収受しない） ・送迎の有無で明らかな料金の差なし ・ガソリン代等の実費を収受しない
送迎のための輸送を行える区間	① 宿泊施設の最寄りの駅～宿泊施設	① ツアー等の実施場所の最寄りの駅・宿泊施設～ツアー等の実施場所
	② 宿泊施設の最寄りの駅に準ずる場所～宿泊施設	② ツアー等の実施場所の最寄りの駅・宿泊施設に準ずる場所～ツアー等の実施場所
	【②の条件】 最寄駅等までの間の公共交通機関の利便性が十分に確保されていない場合 ・乗り継ぎが必要だが接続が悪く著しく時間を要する場合 ・外国語による応答が必要だが、地元の公共交通機関では対応が困難な場合等 【“最寄りの駅に準ずる場所”の範囲】 最寄りの特急停車駅、空港等の主要な交通結節点等（一般的な経路を逸脱しない範囲）	
その他	送迎途中での“観光地等の周遊案内”は可能（一般的な経路を逸脱しない範囲）	—

例 1：農家民宿が自家用車を使って、参加者を宿と最寄りの駅の間を無料で送迎する場合
（この経路内であれば、観光地等の周遊案内は可能）

例 2：農村体験等を提供する事業者が自家用車を使って、参加者を農村体験の実施場所と最寄りの駅の間を無料で送迎する場合

③ 食事提供に関する法的手続き

有償により食事を提供する場合は、食品衛生法に基づく“飲食店営業許可”が必要です。地元の保健所に相談しましょう。衛生面の設備投資が必要になる場合もあります。参加者が自炊する場合や運営者と参加者が共同で食事を調理する場合は、営業許可は不要です（食中毒予防のための衛生面の配慮は必要）。

④ 旅館業法・住宅宿泊事業法（宿泊事業の許可または登録）

利用者を有償で泊める施設に係る法律です。

旅館業法はホテル・旅館・農家民宿等の“宿泊業”が対象で、開業するには行政の“許可”が必要です。住宅宿泊事業法は民家等を宿泊で使用する“民泊”が対象で、行政への“届出”で開設できます。

旅館業法と住宅宿泊事業法との比較

	旅館業法 (簡易宿所営業)	住宅宿泊事業法 (民泊)	
		家主居住型	家主不在型
想定される 営業内容	多人数による共用や個人宅での 宿泊営業(農家民宿、コテージ等)	“家主の居宅や離れ” を利用した民泊	“空き家・空き室” を利用した民泊
営業日数の 上限	なし	年間180日(泊)【県条例による営業制限】 学校や児童福祉施設等の敷地から周囲100m以内の区域：平日(夏休みなど 長期休暇を除く)の営業は不可(田村市、檜枝岐村及び飯舘村を除く)。	
行政への申告	許可申請		届出(必要書類の提出)
行政への 手続者	事業者		事業者(家主又は借主)
主な手続き 先	保健所→県・市の建築確認担当部署 →消防署→保健所		・電子署名できる→インターネットによる手続き ・電子署名できない→県観光交流課へ提出
手数料	22,000円		なし
法令 措置	衛生確保の 措置	換気、除湿、清潔、清掃等の措置	定期的な清掃
		【定員10人未満の場合】 1人当たり3.3㎡以上	1人当たり3.3㎡以上
	宿泊者名簿	作成・備え付けの義務	
	標識の提示	県知事が営業許可証を交付	連絡先・登録番号を記載した所定の標識を提示
立地 制限	都市計画法	住居専用区域では営業不可	対象外【市町村による規制の措置】 市町村で別途特別用途地域を設定し、規制することは可能
	旅館業法	学校等の周囲おおよそ100mの区域内に ある場合、施設の同意が必要	—
自動火災報知機の 設置(消防法)	必要	【必要】ただし、宿泊室の合 計が50㎡以下の場合不要	必要

農家民宿(農林漁業体験民宿業)は、旅館業法における簡易宿所の形態のひとつで、開業時に“規制緩和の措置”が受けられます。特に小規模の客室床面積の場合、50㎡以上の宿泊施設と比べて、開業しやすくなっています。

主な農家民宿の規制緩和の内容

	農家民宿の規制の緩和措置
農家民宿が行う農業体験サービスを旅行業法の対象外として明確化(平成15年、23年改正)	農家民宿が自ら提供する農業体験サービスに農業体験を付加して販売・広告すること → 旅行業法には抵触しない
農家民宿における消防法の消防用設備等の設置基準の柔軟な対応(平成16年)	地元の消防長または消防署長の判断により、誘導灯等を設置しないことが可能
農家民宿に関する建築基準法の取り扱いの明確化(平成17年)	農家が囲炉裏や茅葺き屋根のある自らの住居を民宿として利用する場合、火災時の延焼を防ぐ内装を義務づけ → “小規模で避難上支障がなければ、新たな内装制限は適用しないこと”を明確化
農地法の規制に農業生産法人の業務に民宿経営等を追加(平成17年)	農業生産法人の行う事業に“農作業体験施設の設置・運営”、“民宿経営”を追加
農林漁業体験時の食品衛生法の規制緩和の明確化(平成22年)	“農林漁業体験時に提供される食品が全て自炊や農林漁業者等と共同調理の場合には、食品衛生法に基づく営業許可が不要であること”を明確化